

○八女西部広域事務組合公平委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 52 年 7 月 29 日 条例第 23 号)

改正 昭和 59 年 3 月 31 日条例第 6 号

平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号

平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号

平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号

平成 16 年 2 月 26 日条例第 1 号

(報酬)

第 1 条 委員が招集により会議に出席したときは、報酬を支給するものとし、その額は、次のとおりとする。

日額 4,000 円

(費用弁償)

第 2 条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 委員が招集により会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、定額雑費及び宿泊料は支給しないものとする。

3 前 2 項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支払方法)

第 3 条 報酬については、その者の勤務日数に応じて、その都度支給する。

2 費用弁償については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 31 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 2 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

| 鉄道賃及び船賃 | 航空賃 | 車賃 (1キロメートルにつき) | 定額雑費 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) |
|--------------|-----|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 旅客運賃 急行料金 | 実費 | 別に定める額 | 1,000円 | 11,000円 | 2,200円 |